

質問書に対する回答 3

件名	東京外環自動車道 三郷管内橋梁補修設計		
番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	特記仕様書 2-2 現地踏査	特記仕様書 2-2 現地踏査に、おいて 4 日程度見込まれておりますが積算は、調査等積算基準 令和6年度版 第5編・設計 5-2・設計一般 5-2-3・現地踏査及び設計打合せ (1) 現地踏査より 附帯工設計の技師A 1.0 技師B 1.0歩掛を4日として技師A 4.0 技師B 4.0を見込んでいるという認識でよろしいでしょうか。違う場合は見込まれている構成及び人工をご教授いただけますでしょうか。	現地踏査については、調査等積算基準 令和6年度版 第5編・設計 5-2・設計一般 5-2-3・現地踏査及び設計打合せ (1) 現地踏査 附帯工設計を準拠してはおりません。 なお、現地踏査の構成及び人工については、当該業務遂行に貴社が必要とするものを計上願います。
2	特記仕様書 2-3-3 設計打合せ	特記仕様書 2-3-3 設計打合せ において標準構成「担当技術者 1 名」、標準時間「概ね2時間」とありますが積算は、担当者技術は技師A・技師B又はその他をお見込みでしょうか。また、概ね2時間は1回当たりと考え、5回の5.0人工を見込んでますでしょうか。(2時間／8時間 < 1.0 人工>) × 5回 = 1.25 人工をお見込みでしょうか。	設計打合せに要する編成及び人工については、貴社が必要とされるものを計上願います。
3	特記仕様書 2-4 図面修正・2-5 設計計算・2-6 数量計算	特記仕様書 2-4 図面修正・2-5 設計計算・2-6 数量計算 において積算は、調査等積算基準 令和6年度版 第5編・設計 5-11 工事発注用図面作成で計上されておりますでしょうか。その場合、基準書には電算機使用料を直接経費として図面修正・設計計算・数量計算の直接人件費の3%計上するとあります。本件では電算機使用料を計上されておりますでしょうか。	図面修正及び設計計算については、調査等積算基準 令和6年度版 第5編・設計 5-11 工事発注用図面作成をもとに計上することを想定しています。 なお、複雑な構造計算を必要とする設計では無いため電算機使用料は想定しておりません。
4	特記仕様書 2-7 既存図面電子化	特記仕様書 2-7 既存図面電子化 21枚の積算は調査等積算基準 令和6年度版をもとに積算されておりますでしょうか。その場合適応となる編や項目をご教授いただけますでしょうか。違う場合参考にされた歩掛をご教授いただけますでしょうか。	既存図面電子化について、調査等積算基準 令和6年度版には項目ございません。 なお、既存図面電子化における歩掛については貴社で必要とされるものを計上願います。
5	金抜設計書 内訳書 技術業務直接経費 交通費・日当・宿泊費	技術業務直接経費に計上されております交通費・日当・宿泊費の積算は、打合せにかかる費用、現地踏査にかかる費用をお見込みでしょうか。また移動は公共交通機関または連絡車(ライトバン)のどちらでしょうか。違う場合、お見込みの項目・数量をご教授いただけますでしょうか。(鉄道運賃・宿泊費・日当)	交通費日当宿泊費については、打合せ及び現地踏査に要するものとなり、移動は公共交通機関を想定しています。